

兵庫県公報

令和3年4月30日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

教育委員会規則

○ 情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例施行規則	1
○ 兵庫県教育委員会会議規則の一部を改正する規則	1

公布された法令のあらまし

◎情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例施行規則（教育委員会規則第10号）

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正等を踏まえ、改正後の同条例の施行について所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県教育委員会会議規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第11号）

教育委員会の会議について、オンライン会議システムにより行うことができるよう、所要の整備を行うこととした。

教育委員会規則

情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和3年4月30日

兵庫県教育委員会
教育長 西上三鶴

兵庫県教育委員会規則第10号

情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例施行規則

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年兵庫県教育委員会規則第16号）の全部を改正する。

情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例（平成16年兵庫県条例第14号）の施行については、情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第58号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

兵庫県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月30日

兵庫県教育委員会
教育長 西上三鶴

兵庫県教育委員会規則第11号

兵庫県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

兵庫県教育委員会会議規則（昭和39年兵庫県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（オンライン会議システムによる会議）

第4条の2 教育長が必要と認めるときは、オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方式をいう。）によって会議を行うことができる。

2 前項の規定により会議を行う場合は、委員は、前条第1項の規定にかかわらず、招集の当日定刻までにそ

れぞれ教育長が指定する場所に在席するものとする。

- 3 前項の規定により在席している委員は、第12条第1項に規定する議席にいる委員とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。